

東日本大震災に関する要望書

全国市議会議長会は、東日本大震災に関する要望を別記のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成26年7月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 佐 藤 祐 文
(横浜市議会議長)

全国市議会議長会社会文教委員会
委員長 小 島 一
(南あわじ市議会議長)

目 次

東日本大震災からの復旧・復興に関する要望 1

【第90回定期総会議決事項】

東日本大震災からの早期復旧・復興に関する要望 4

原子力発電所事故災害への対応に関する要望 11

第90回定期総会議決事項

東日本大震災からの復旧・復興に関する要望

東日本大震災から3年2ヶ月が経過した。被災自治体においては、今後の迅速な復旧・復興に向けて懸命の努力が行われているものの、ライフライン・公共施設の復旧、被災者の生活再建や地域産業の再生等に加え、東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による汚染問題への対応など、解決すべき困難な課題が数多く山積している。

発災以来、我々全国の市では、それぞれ被災地に対し得る限りの支援を行ってきたところであり、被災地の一日も早い復旧・復興に向か、更に全力で支援を行っていく決意である。

国においては、種々の支援策の実施により被災地の復旧・復興に尽力されているところであるが、早期復興の実現に向け、被災地の要望をより一層丁寧にくみ取り、被災地の立場と視点に立った迅速かつ柔軟な対応を講じていくことが重要である。加えて、施策の具体的運用に当たっては、被災自治体が地域の実情に応じた各般の事業を主体的かつ有機的に実施することができる、自由度の高い、効果的な内容とすることが必要である。

よって、国においては、全ての国民が念願する被災地全体の一日も早い復旧・復興の実現に向け、国の総力を結集することにより、下記の事項を中心に、更に万全の措置を講じるよう強く要望する。

記

1 東日本大震災からの早期復旧・復興について

(1) 復旧・復興事業予算の総額を確保するとともに、被災地の実情に

応じた復興交付金の柔軟な運用を可能とするなど、十分な支援措置等を講じること。

- (2) 被災者の生活再建に向けて、抜本的な雇用対策、被災者生活再建支援制度等の拡充など支援策の充実強化を図ること。
- (3) 震災を受けた地域の観光交流施設等の復旧、被災地における水産業及び関連産業の復興、被災農地の復旧、地元企業や商店街の早期復旧等、地域産業の復旧・復興に対する支援措置の充実強化等を図ること。
- (4) 公共施設等の復旧・復興に向け、各種災害復旧補助制度に係る補助率の大幅な嵩上げや対象経費の拡大を図るとともに、今後の防災力強化を見据えた原形復旧以上の整備等に係る対象経費の拡大等を積極的に行うこと。
- (5) 被災自治体における生活保護、介護、医療について、被災地の実情に応じた十分な支援措置を講じることにより、被災者に対する社会保障の充実強化を図ること。
- (6) 災害救急医療の増加経費対策や必要な医師の確保、災害拠点病院整備等、被災地域の医療機関に対し、万全の支援措置を講じること。
- (7) 地盤沈下によりその利用に支障が生じている地域に係る土地について、被災自治体が行う嵩上げ工事や土地区画整理事業及び上下水道の再整備等に対し、全面的に財政支援措置を講じること。
- (8) 被災市街地復興土地区画整理事業について、補助対象を拡大することや現行補助率を嵩上げすること等の特例措置を講じるとともに、事務の効率化や事業のスピードアップを図るため、被災自治体の意向を踏まえた特段の措置を講じること。

2 原子力発電所事故災害への対応について

- (1) 被災自治体除染実施計画を確実に推進するため、除染対策事業交付金の財源を確保するとともに、除染作業の更なる加速化を図るための万全の措置を講じること。
- (2) 原発事故の発生に伴う損害について、風評被害も含め、適切で迅速な賠償が行われるよう、国の責任において万全の対策を講じること。
- (3) 健康異常が早期発見できる徹底した健康管理体制の構築を図るとともに、その費用の全額を国が負担するなど、被災者の健康不安の解消について、万全の措置を講じること。
- (4) 風評被害の防止・解消のため、継続した財政支援制度の構築、モニタリング体制の維持・充実、観光客誘客促進策等の対策を強化すること。
- (5) 除染に伴う放射性廃棄物の仮置き場について、住民理解の促進や積極的な国有地の提供などあらゆる支援を講じること。

また、環境省が示している「中間貯蔵施設の整備に係る工程表」を迅速かつ着実に実施し、中間貯蔵施設を早期に設置するとともに、放射性廃棄物に関する最終処分までの計画を早期に提示すること。

以上決議する。

平成26年5月28日

全国市議会議長会

東日本大震災からの早期復旧・復興に関する要望

東日本大震災の発生から3年4ヶ月が経過し、解決すべき課題が数多く山積しております。

国においては、発災以来、国難とも言うべき大震災からの復旧・復興に向け、種々の支援策が実施されておりますが、復興の進捗が遅れるとのないよう、被災地の要望を丁寧にくみ取り、迅速かつ柔軟な対応を講じることが重要であります。

よって、国は、被災地全体の一日も早い復旧・復興が実現されるよう、下記の事項について特段の措置を講じていただきますよう強く要望いたします。

記

1 復旧・復興事業予算の総額確保と実態に即した財政支援等

- (1) 今回の大震災により未曾有の被害を受けた被災自治体においては、復旧と再建に向けた様々な事業と膨大な事業費が生じていることから、その状況を踏まえ、被災地の実情に応じた復興交付金の柔軟な運用と十分な財源確保をすること。
- (2) 被災自治体における公的資金等からの既存債務について、被災した公共施設等（病院含む）に係る借入金の特例的な償還免除等、負担軽減措置を講じること。
- (3) 地方公営企業災害復旧事業債を含む地方債の償還期間の延長や資本費平準化債制度の更なる拡充等、下水道事業における資金不足対策を講じること。
- (4) 国庫補助・負担金や交付税について、災害に係る復旧・復興及び援

助活動等の災害対応のための財政需要の増加及び被災者に対する減免措置等による減収等を考慮し、地方の資金需要に臨機に対応する措置を講じるとともに、国直轄災害復旧事業費にかかる地方負担金についてその負担を免除すること。

- (5) 災害復旧事業並びに震災復興事業に係る震災復興特別交付税等地方財政措置について、復興事業が完了するまでの間、継続的な措置を講じること。
- (6) グループ補助を活用し本設再建を目指す事業者が、実際に事業着手の目途が立った時点で補助制度が活用できるよう、平成26年度以降の制度継続を早期に明示して頂くとともに、採択案件分の予算を基金化するなどし、各事業者が必要とする時期に交付されるよう、被災地の実情に合わせた安定的な制度の運用を講じること。

2 被災者の生活再建支援等

- (1) 被災者の生活再建に向けて、被災者の就業先確保に必要な措置を講じるほか、長期的継続雇用となる事業の創設等、抜本的な雇用対策を講じること。
- (2) 被災者の生活基盤回復のため、被災者生活再建支援制度等の拡充や宅地の復旧、二重ローン対策等最大限の支援策を講じること。
- (3) 被災者の集団移転に関し、被災者それぞれの移転先や居住形態等の希望に柔軟に対応できるよう、更なる制度の拡充・弾力化を図ること。
- (4) 被災者の生活再建に向け、被災前の所有財産の評価（固定資産課税台帳）に基づいて補償等を行うことができるような制度改善を図ること。
- (5) 被災宅地の復旧支援に関して、既存の国庫補助制度の拡充が行われても支援の対象とならない被災宅地については、国において、所有者

自身による復旧に対する助成・融資・金利補填等、各種支援制度を創設すること。

(6) 被災市街地復興土地区画整理事業について、補助対象を拡大することや現行補助率を嵩上げすること等の特例措置を講じること。また、事務の効率化や事業のスピードアップを図るために、被災自治体において、一定の手続きの下で一定の期間、一定の地域に限定して、自治体が一方的に借地権を設定、または管理権（使用収益権）を自治体に移管し、事業完了後に所有者に返還するような復興事業に係る自治体の一時的な借地権を設定する制度を創設すること。

3 地域産業の復旧・復興に対する支援

- (1) 震災を受けた地域の観光交流施設等の復旧や地域経済の回復・復興を速やかに進めることができるよう、当該施設等に対する国庫支出金制度を創設すること。
- (2) 被災地における水産業及び関連産業の復興のため、被災地の漁業者や水産加工業者のニーズに柔軟に対応した支援が可能となるよう、復興交付金の柔軟な運用等、被災自治体の実情に応じた財政支援を講じること。
- (3) 地元企業や商店街の早期復旧に向けて、施設・設備等の復旧・整備に対する補助制度の補助要件の緩和や予算枠の拡大等の更なる拡充策や当面の事業継続等に資する金融・税制措置を講じること。
- (4) 被災農地では、いまだに水没し、復旧に時間を要する地域があるため、農地の瓦礫撤去への国の助成措置を平成26年度以降も継続すること。
- (5) 農地の復旧が遅れ、営農再開ができていないため、東日本大震災被災農家経営再開支援事業の事業期間を延長すること。

(6) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金において、外部審査委員会の評価によって補助率が変動することなく、地域ごとに示されている上限補助率で固定するという、企業が投資しやすい制度設計とすること。

4 公共施設等の復旧・再整備

- (1) 被災自治体の甚大な被害及び復旧・復興に向けた多額の財政需要があることから、各種の災害復旧補助制度にかかる補助率の大幅な嵩上げや対象経費の拡大、今後の防災力強化を見据えた原形復旧以上の整備等にかかる対象経費の拡大等を積極的に行うこと。
- (2) 公共施設等にかかる災害復旧補助制度については、この間、各府省において事務手続きの簡素化が進められているところであるが、その趣旨が実務に十分反映されるよう、引き続き各関係機関への周知徹底を図ること。
- (3) 地域コミュニティの再構築を始め、健全な市民生活の維持に欠かせないコミュニティ施設、文教施設、医療施設、社会福祉施設等の復旧について、その設置主体の如何を問わず、既存の枠組みにとらわれない柔軟かつ十分な財政措置を講じること。
- (4) 被災地の汚水処理施設において暫定処理により増加する費用に対する支援制度を創設するとともに、被災自治体の財政や下水道利用者の負担軽減を図るため、公共土木施設災害復旧事業として、地盤沈下等で既存の場所に復旧できない場合の移転復旧も土木施設災害復旧事業に認める等、原形復旧の原則に捉われない柔軟な運用をすること。
- (5) 災害復旧事業における事業実施期間について、被災規模が甚大であることや復旧工事施工者の決定に時間要することなどから、原則3ヶ年に捉われない柔軟な運用をすること。

- (6) 被災した鉄道路線の復旧・復興に向け、従来の制度を抜本的に改正し、運行主体に対する国の全面的な支援により、被災した鉄道施設を早急に復旧すること。

5 被災者に対する社会保障等

- (1) 復旧・復興に向けた膨大な財政需要が見込まれる被災自治体において、今後生活保護世帯の急増が見込まれることを考慮し、時限的に生活保護経費の全額を国庫負担とする等財政措置を講じること。
- (2) 介護保険財政の健全な運営のため、将来にわたって地方自治体の財政負担が過重とならないよう、介護給付費負担金について、国の負担割合を30%に増やし確実に配分するとともに、制度改革に伴い必要となる経費について十分な助成措置を講じること。
- (3) 財政支援が必要な保険者に対しては、それぞれの実態を踏まえ、第一号被保険者の保険料負担が過大とならないよう、財政調整交付金について国庫負担分とは別枠での財政措置を行うなど、適切かつ十分な財政措置を講じること。
- (4) 介護分野において質の高い人材を安定的に確保できるよう、介護従事者の処遇改善に向けた更なる措置を講じること。
- (5) 給付費の増加等による保険料の上昇を踏まえ、低所得者に対する保険料や利用料の軽減策については、国の責任において適切な財政措置を講じること。
- (6) 重度の要介護状態が長期間継続すると見込まれる場合は、要介護者や家族の負担並びに要介護認定事務の負担の軽減を図るため、認定有効期限を更に長く設定することができるよう、必要な措置を講じること。
- (7) 国民健康保険は被保険者に高齢者や低所得者を多く抱え、医療費が

増加する一方、保険税収入を確保することが難しいといった構造上の問題を抱えている。このような中で発生した東日本大震災により、被災者の多くが未だに仮設住宅等での生活を余儀なくされており、生活不活発状態の増加が危惧され、生活習慣病の重症化による医療費の増加が懸念されるなど、市町村国保の財政状況は深刻な状況となつていることから、震災を原因とした悪化状況改善のための財政支援措置を早急に講じること。

- (8) 災害で受けたショックや心の健康等に対応できるよう、精神科医、保健師、看護師、臨床心理士等専門職の確保について、人件費の支援等、必要な支援措置を講じること。

6 医療機関に対する支援等

- (1) 災害拠点病院における災害救急医療の増加経費や必要な医師の確保、患者の転院搬送等に要する経費等の負担に対し、支援措置を講じること。
- (2) 被災自治体による今後の災害対応を見据えた災害拠点病院整備に対し、被災自治体に負担を求める国庫助成制度を創設すること。
- (3) 震災後の地域医療復興対策として、地域医療再生基金については、被災地の医療実情に応じた対応が可能となるよう使途の弾力化、基金の増額措置等制度の拡充を講じること。

7 今後の防災対策等

大規模かつ広汎な地盤沈下によりその利用に支障が生じている地域に係る土地について、買い取りを行うとともに、被災自治体が行う嵩上げ工事や土地区画整理事業及び上下水道の再整備等に対し、全面的に財政支援を行うこと。また、地盤沈下に伴う雨水排水対策として排

水機場の増設等や、その施設が完工するまでの応急対応に必要な経費についてその全額を国において負担し、対処すること。

原子力発電所事故災害への対応に関する要望

東日本大震災の発生から3年4ヶ月が経過し、被災自治体は東日本大震災と原子力災害からの復旧・復興のための取り組みを鋭意進めていますが、除染や賠償、住民の健康管理、風評被害の払拭など、喫緊の課題も山積しております。

東日本大震災及び原子力災害は、世界で初めての事例となる災害であるという考えに立ち、迅速かつ柔軟な対策を講じることが必要とされており、被災者一人ひとりの立場と視点に立ち、きめ細やかな対応が求められています。

つきましては、下記の事項について特段の措置を講じていただきますよう強く要望いたします。

記

1 放射性物質の除染について

- (1) 被災自治体除染実施計画を確実に推進するため、除染対策事業交付金の財源を確保すること。
- (2) 迅速かつ効果的に除染を進めるため、国や県、市等の実証試験結果検証等で有効であった新しい除染手法を「除染関係ガイドライン」(環境省)に随時反映させるなど、新たな技術や再除染等追加的な除染について柔軟に対応できるよう運用を見直し、除染に係る経費の財政措置対象範囲を拡充すること。
- (3) 国直轄では制限されていない除染の業務委託については、市町村が実施する除染では一次下請けまでとされている。十分な作業員を確保し、除染作業のさらなる加速化を図るため、市町村が実施する「除染

実施区域」における業務委託の基準を緩和すること。

- (4) 被災自治体において除染を加速するための技術職員が大幅に不足している現状に鑑み、国においては、除染に関する有効な情報の収集と各自治体への速やかな提供や技術職員を派遣する他、除染対象地域全域に係る直轄実施を行うなど、市町村業務負担の軽減を図ること。
- (5) 大規模事業所等に係る具体的な手法の確立及び国において直轄実施を行うこと。
- (6) 国道も含め国が管理する施設について、市町村が行う生活空間の除染に遅れることなく、速やかに除染を実施すること。
- (7) 面的な除染が不可欠であることから、池沼、河川、山林等の除染手法に関する調査研究体制を強化し、除染により発生する廃棄物の減容化技術も含め効率的で効果的な除染手法を早期に確立するとともに、責任を持って対応すること。
- (8) 除染及び放射能による人体・農作物・自然への影響を長期的に調査研究する機関を福島県内に早急に設置すること。
- (9) 除染特別地域内の除染が本格化すれば、被災自治体が実施する除染の作業員確保がより一層困難になり、除染推進に支障をきたすことが危惧される。また、被災自治体が実施する除染の業務環境は、国直轄の除染業務環境と同様の状況にあることから、被災自治体が実施する除染作業員に対しても、除染特別地域内で除染に従事する作業員に支給されている特殊勤務手当を支給対象とすること。
- (10) 東日本大震災と原発事故に伴い、避難指示区域内に位置する大柿ダム及び関連施設（幹線水路及び支線水路）の復旧については、帰還後の農業の再開への基盤施設として、また、地域の防災上の観点からも必要不可欠で速やかに復旧すべき重要施設であることから、早期に復旧工事に着手すること。また、安全な農産物の生産を農家が安心して

再開するためには、大柿ダムや他の農業用ダム、ため池、農業用用排水路などの農業水利施設の除染が不可欠であることから、これらを除染対象として明確化し、早期に除染を実施すること。

- (11) 南相馬市の特別地域内の居住環境の除染については、平成28年3月までの完了に向けて全力で取り組むこと。

2 原子力災害に係る損害賠償について

- (1) 原発事故の発生により、個人・法人及び自治体が被った風評被害を含めるすべての損害に対し、国の責任において適切で迅速な賠償を行うこと。
- (2) 個人や企業が独自に行った除染費用について、東京電力が確実に負担する体制を構築し、早急に負担ルールを明確化するよう東京電力とともに取り組むこと。
- (3) ホールボディカウンタによる内部被ばく検査など、各自治体が原子力災害に起因して行っている様々な事業に要する人件費を含めたすべての費用について、迅速かつ適正な賠償実施を東京電力へ申し入れること。
- (4) 30km圏内「旧屋内退避区域」と「旧緊急時避難準備区域」における避難指示区域解除後の賠償対象期間を公平に取り扱うこと。
- (5) 自主避難等対象区域に係る賠償期間の延長等の適正な賠償を行うこと。
- (6) 30km圏内「旧屋内退避区域」に係る財物賠償の早期決定を行うこと。
- (7) 住宅の賠償について現在検討されている「住居確保損害(仮称)」は、その対象範囲において、同じ避難指示区域内で区域や市町村ごとの差が出ることのないようにすること。避難指示区域内の撤去・解体された家屋の賠償について、環境省と経済産業省及び東京電力は、撤去・

解体した家屋について、市民が円滑に賠償手続きを行えるよう連携し対応すること。

- (8) 避難指示解除後の相当期間については、修理や建て替えが完了するなど、真に従前の住環境に戻れるまでの実情に即した期間とし、避難指示解除区域の状況にあわせて柔軟に対応すること。
- (9) 避難指示期間と賠償金割合を切り離し、まちの機能低下や荒廃の実態を十分に把握し、実質的かつ合理的な考え方のもとで全損扱いとし、帰還困難区域と同様の取り扱いとすること。
- (10) 特定避難勧奨地点とその周辺地域の土地、建物及び家財の賠償については、旧警戒区域と同様の取り扱いとすること。
- (11) 避難指示区域外の賠償について、東京電力とともに取り組むこと。
 - ① 旧緊急時避難準備区域及び30km圏外の財物について、資産価値減少分に対する補償をすること。
 - ② 旧緊急時避難準備区域と30km圏外の住民については、原発事故により同様の精神的苦痛を受けていることから、精神的損害の賠償について差が生じないように同様の取り扱いとすること。
 - ③ 旧緊急時避難準備区域及び30km圏外の営業損害及び就労不能損害について、隣接する地域の避難指示が解除され、人口と商圏が回復するまでの十分な期間について、補償を継続すること。

3 被災者の健康不安、被害の解消について

- (1) ホールボディカウンタによる内部被ばく検査、ガラスバッジ、甲状腺のエコー検査、血液検査等、健康異常が早期発見できる徹底した健康管理体制の構築を図るとともに、その費用の全額を国が負担すること。
- (2) 子どもの被ばく量低減対策として行う移動教室の実施や、屋内遊び

場の設置に対し十分な支援を行うこと。

- (3) 福島県が実施している 18 歳以下の県民に対する医療費無料化については、長期継続が必要であり、その財源である「県民健康管理基金」が枯渇することのないよう財政支援を講じること。
- (4) 国等の支援による特色ある復興教育事業や放射能対策事業については、時間の経過とともに事業の廃止や終了が増えており、子ども・被災者生活支援法（略称）への移行も含め、事業継続のための支援措置を講じること。
- (5) 国は、福島復興再生特別措置法において、原子力災害からの復興及び再生のため保健、医療及び福祉にわたる総合的な措置を講じることとしており、また、原子力事故子ども・被災者生活支援法においても、原発事故の被災者、特に子供に配慮した生活支援等を推進することとしていることから、法に基づく具体的な施策（生涯に渡る健康診断の実施、医療費の減免など）の実施と支援を早期に行うこと。
- (6) 地域の復興と避難者の帰還促進のためには、放射線による健康不安対策が重要であることから、科学的根拠に基づく誰もが納得できる放射線の安全と危険の境目の基準値を早急に設定し広く周知を図ること。
- (7) 地域医療体制を確保するために必要となる、不足する診療科への医師確保、都道府県域を超えた医師偏在の調整や公的病院への医師派遣事業の継続・拡大、不足する看護師確保のための措置を講じること。
- (8) 地域の救急医療体制の強化を図るため、夜間初期救急の平日実施に必要な医師、看護師の派遣やこれらに係る費用を含め、医療スタッフの確保について支援すること。
- (9) 福島県が実施している「福島県地域医療復興事業補助金」及び「福島県地域医療再生臨時特例基金事業補助金」は、国の地域医療再生臨時特例交付金を財源としており、同交付金は平成 27 年度末をもって終

了することとされているが、地域医療体制の再生には十分な期間が必要であることから、平成 28 年度以降も同交付金の支援を継続すること。

(10) 被災者が避難先の市町村で健康診査及びがん検診を受診できるよう、原発避難者特例法に準じた体制を早急に構築すること。

(11) 南相馬市立総合病院では、ホールボディカウンタ検診時に、中学生以下で 10Bq/kg、高校生以上で 20Bq/kg 以上の検査結果が出た受診者に 3 ヶ月後に再検査とカウンセリングを実施している。福島県内にはすでに 30 台のホールボディカウンタが導入されており、内部被ばくの健康管理を国が保障するためにも、ホールボディカウンタの再検査とカウンセリングを保険適用とすること。

(12) 国民健康保険税及び介護保険料の減免については、南相馬市全域を対象とし、保険税及び第一号保険料の減免額を全額財政支援すること。国民健康保険一部負担金等及び介護保険利用料の免除については、南相馬市全域を対象とし、免除額を全額財政支援すること。

(13) 南相馬市で生活する市民は、放射能に対する不安や将来への生活不安に伴うストレスを抱えており、市民の健康維持・増進を図る必要があることから、福島定住等緊急支援交付金の対象を子育て世帯から高齢者まで拡大し、交付対象とすること。

(14) 南相馬市においては、平成 26 年 8 月から避難指示解除までの間、地域コミュニティの再生、勤労意欲の回復や健康維持の観点から、長期的な特例宿泊を認めること。

4 風評被害の早期払拭等について

- (1) 風評被害の防止・解消に向けた対策を強化し、被害の早期払拭を図ること。
- (2) 風評被害の払拭に向け、各市町村は、福島県市町村復興支援交付金

制度を活用し、対策を講じているが、その原資には限りがあることから、継続した財政支援制度を構築すること。

- (3) 国際的な風評被害の払拭を図るためにも、福島県内へ観光交流の促進につながるような国際的な会議等の誘致を図ること。
- (4) モニタリング体制の維持・充実を図りながら、地域の安全性に係る正確な情報を積極的に発信するとともに、福島県で生産された農林水産物や商工業品に係る放射性物質検査体制の構築や積極的なPRなど、地域と連携した取り組みを推進すること。
- (5) 観光交流人口の回復、とりわけ風評により落ち込んでいるファミリ一層の獲得のため、被災自治体を訪れる観光客を対象とした高速道路料金の大幅割引措置など、誘客促進策を講じること。
- (6) 平成25年産米については、放射性セシウムの吸収抑制対策を行ったにもかかわらず、実証田や旧警戒区域の試験田から食品の基準値100Bq/kgを超える米が発生し、加えて、南相馬市においてはスクリーニングレベル65Bq/kgを超える米が大量に発生していることから、国は早急にその要因を解明し、必要な対策を確立すること。また、全量全袋検査により米の安全性が確認されているにもかかわらず、風評被害により消費者から敬遠されている状況にあることから、風評被害により売れない米については、国・東京電力が責任を持って適正価格で買い取ること。

5 仮置き場・中間貯蔵施設の設置等について

- (1) 除染に伴う放射性廃棄物の仮置き場については、住民理解の促進や積極的な国有地の提供などあらゆる支援を講じること。
- (2) 除染の推進には中間貯蔵施設の速やかな設置が不可欠であることから、環境省が示している「中間貯蔵施設の整備に係る工程表」を迅速

かつ着実に実施し、平成27年1月より確実に搬入を開始できるよう中間貯蔵施設を早期に設置するとともに、放射性廃棄物に関する最終処分までの計画を早期に提示すること。

- (3) 市町村が必要と認めるホットスポット除染に伴い発生した、①土壤の国の責任における処理の明確化、②8,000Bq/kg以下の廃棄物の処分費用に対する国の財政措置及び国の責任により中間貯蔵施設へ搬入すること。
- (4) 8,000Bq/kg超の廃棄物（指定廃棄物）について実行性のある具体的措置及びその工程毎のスケジュールを具体的な根拠を示しながら明らかにすること。
- (5) 指定廃棄物以外の焼却灰等の円滑な処理に向けて、事業者に協力するよう指導を行うことなどにより、確実に搬出できる受入先を早急に確保すること。